

犬や猫を飼っている方へ

犬や猫の寿命は、10年以上です。その間、きちんと飼うことができませんか。犬や猫を飼っている方、これから飼おうとしている方は、次のことを守り、愛情をもって飼いまししょう。

- ▽首輪に名札をつけるなど、身元を表示しましょう。
- ▽繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を施しましょう。
- ▽健康診断を受けさせ、感染症予防接種を受けさせましょう。令和2年度狂犬病予防接種がお済みでない場合は、速やかに接種をお願いします。
- ▽飼えない事情ができた場合は、引き取り手を探しましょう。
- ▽愛護動物の遺棄および虐待は犯罪です。市内では、猫の虐待が疑われる出来事が発生しています。遺棄、虐待を発見したら電話☎22-0110で青梅警察署へ

犬を飼っている方へ

新型コロナウイルスに限り、動物由来感染症を予防するため、動物との過度な接触を控えるとともに、ふだんから動物と接触した後は、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行ってください。

- ▽散歩するときのマナー
▽フンは必ず持ち帰って処理をしましょう。
- ▽リードで制御して、他人の迷惑となる場所で排せつさせないようしましょう。
- ▽尿をさせてしまったときは、水で流すなど、後始末をしましょう。



イエローチヨーク作戦にご協力を

イエローチヨーク作戦は、路上に放置された犬のフンを黄色いチヨークをで囲むことにより「フンの放置を許さない」という地域の態度を示し、飼い主のマナー向上とフンの放置をなくしていくこととする取り組みです。

環境政策課でイエローチヨーク2本を配布しています。皆さんのご協力をお願いします。

猫を飼っている方へ

室内で飼いまししょう。けがや病気、交通事故等の危険から守ることができ、近隣とのトラブルも防止できます。

飼い主のいない猫への接し方

地域猫活動

市では、地域住民と飼い主のいない猫が共生できる社会を実現化するための「青梅市地域猫活動の手引き」を作成し、市ホームページ(記事ID:764)等で周知しています。地域猫活動へのご理解をお願いします。

餌を与えている方へ
餌を与える場所は、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者(管理者)の理解を得ましょう。

餌を与えない猫に
餌を与える場所は、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者(管理者)の理解を得ましょう。

置き餌(餌を放置して場を離れる行為)や餌のばらまきはやめましょう。

▽トイレを設置し、周囲で、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者(管理者)の理解を得ましょう。

餌を与えない猫に

に管理することで、人と動物との共生社会を目指すことにつながる施策を進めています。

また、市では、(公財)どうぶつ基金「さくらねご無料不妊手術事業」を活用し、市内のボランティア団体との協働事業として、飼い主のいない猫1千313頭(平成25〜令和元年度)に不妊去勢手術を実施しました。

飼い主のいない猫への不妊去勢手術でお困りの方は、環境政策課へご相談ください。

なお、(公財)どうぶつ基金「さくらねご無料不妊手術事業」は、一般枠として個人で申し込むこともできます。

ホームページ(二次元コード参照)からTNRどうぶつ基金マイページで新規登録後、申請へお進みください。

飼い主がわからない猫を保護した方へ

飼い主が探している可能性がります。都動物愛護相談センターや青梅警察署へ届け出があるか確認してください。飼い主から届け出がない場合は、市環境政策課へご相談ください。



不妊去勢手術を受けさせましょう。

市内では、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、餌やトイレなどを地域で適正

ブロック塀等撤去費用補助制度

ブロック塀等の倒壊は、通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀等を所有・管理している方の

責任として、適切な維持管理をお願いします。

市では、ブロック塀等の全部または一部を撤去する場合の費用の一部を補助しています。ぜひご利用ください。

補助対象
▽道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1mを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60cmを超えるもの

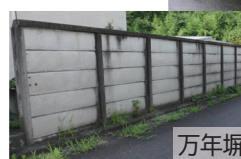
▽令和3年3月31日までに申請・工事が完了すること

補助額 次のいずれかのうち最も少ない額(1千円未満の端数切り捨て)

- ▽工事に要した費用の10分の9の額
- ▽撤去するブロック塀等の長さ1m当たり6千円を乗じて得た額
- ▽18万円

※申請要件や申請方法等の詳細は、市役所1階総合案内、防災課(市役所5階)、各市民センター、中央図書館で配布する案内または市ホームページ(記事ID:2197・申請書のダウンロード可)をご覧ください。

問い合わせ 防災課危機管理係



家具転倒防止器具等の無料支給・取付事業の申請は1月29日まで

家具転倒防止器具等の無料支給・取付事業の申請期限は、1月29日です。

家具類の転倒防止対策を希望する世帯の方は、早めにお申し込みください。

申請できる世帯の範囲・支給する品目・申請方法等の詳細は市役所1階総合案内、防災課(市役所5階)、各市民センター、中央図書館で配布しているパンフレットまたは市ホームページ(記事ID:2048・申請書のダウンロード可)をご覧ください。

申請 1月29日(消印)までに、郵送または直接防災課へ

問い合わせ 防災課危機管理係

問い合わせ

▽犬・猫の飼い方について: 東京都動物愛護相談センター多摩支所☎042-581-7435

▽犬の登録・狂犬病予防注射、飼い主のいない猫について: 市環境政策課管理係

新型コロナウイルス緊急対策資金 実施期間を3月31日まで延長します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小企業者を対象に「新型コロナウイルス緊急対策資金」を取り扱い金融機関から融資します。

市が3年間の利子と信用保証料を全額負担し、中小事業者(利用者)の負担を軽減します。

対象となる中小事業者
青梅市中小企業振興資金融資制度(運転資金)の申込人の資格を満たすこと

申込人の資格
①市内に住所を有し、かつ市内において1年以上事業を営んでいること

使途・限度額 運転資金・1千円

貸付期間 据置期間1年を含む7年間

利率 年利1.2%

※3年間は全額、4年目以降は2分の1を市が負担

返済方法 7年間の元本均等償還

実施期間 3月31日まで

相談・申請先 取り扱い金融機関へ

※取り扱い金融機関は、市ホームページ(記事ID:1957)参照

※申請書類は、市商工観光課(市役所3階)、取り扱い金融機関で配布、市ホームページからダウンロード可

問い合わせ 商工観光課 商工労政係

令和3年 青梅市消防団出初式

令和3年青梅市消防団出初式は、1月10日(日)に霞共益会館で、規模を縮小して実施します。

※一般観覧はできません。

※当日は午前7時にサイレンが鳴ります。火災ではありませんのでご注意ください。

消防団員募集中
消防団員を募集しています。ご協力をお願いします。

問い合わせ 防災課消防係